## 県産材利用緊急対策事業実施基準

制定(令和2年7月17日付け、林第284号)

別表(第5関係)

## 県産材利用緊急対策事業の助成金額等

事業区分	事業内容	助成金額及び限度額
民間非住宅建築物の新	①県産乾燥材を8㎡以上使	定額
築	用	(一戸当たり20万円)
	②県産森林認証材を 4 ㎡以 上使用	1 m <sup>3</sup> 当たり30千円とし、1戸当たり24万円を上限とする。
民間非住宅建築物の改	県産森林認証材を2 m³以上	1 ㎡当たり30千円とし、1戸当た
修	使用	り24万円を上限とする。

- ※1 助成対象には、居住部分は含まない。
- ※2 事業内容①と②の重複は認めない。
- ※3 使用量に応じて助成金額を算定する場合の木材使用量は、小数点以下を切り捨て、 整数止めとする。